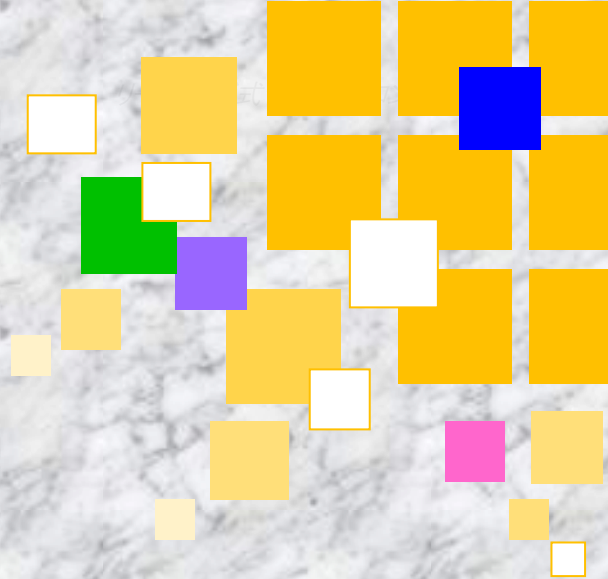
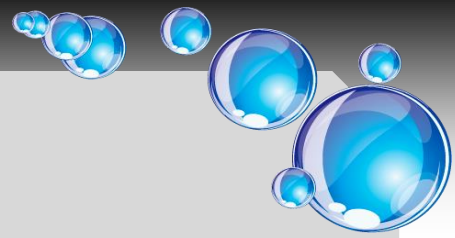


Readers ⇒ Leaders



2017
リーダーズ式
合格スタンダード講座

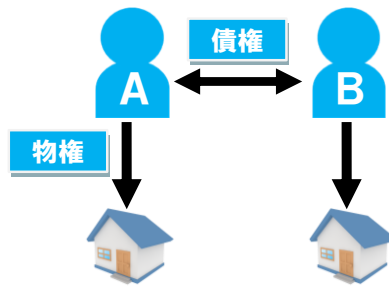
シミュレーション講義☆民法



1 物権総論 AA

1 意義

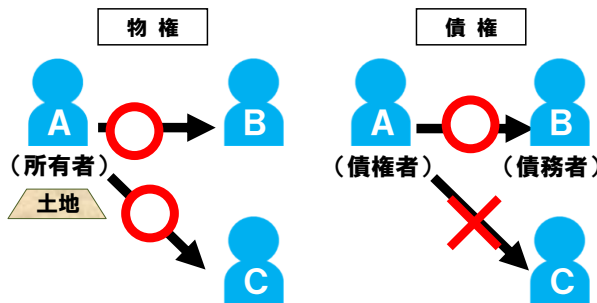
財産法は、物権と債権という基本的な2つの権利によって成り立っている。物権とは、物を直接的・排他的に支配する権利をいう。債権とは、ある特定の者が他の特定の者に対して、特定の行為を請求することができる権利をいう。



2 物権の性質

(1) 絶対性

物権は、絶対的な権利であるため、誰に対しても主張することができる。



(2) 排他性

物権は、排他的な権利であるため、同一物権上に互いに相容れない内容の物権は成立しない。そのため、先に成立した物権が優先する。ただし、優劣の判断基準は、対抗関係具備の順で決定する。

—図表— 物権と債権の比較

	物 権	債 権
意 義	物に対する直接的・排他的な支配をいう。	ある特定の者が他の特定の者に対して、特定の行為を請求することができる権利をいう。
絶対性	○ (すべての人に対して主張可)	× (債務者に対してのみ主張可)
排他性	○	原則：× 例外：○
登記請求権	○	×
不可侵性	○	

3 物権法定主義

物権法定主義とは、物権は、民法、その他の法律に定めるもののほかに創設することができないことをいう(175条)。

物権は、直接性・排他性という強力な権利を有するものであるため、私人の意思のみによって新たな物権を設定することはできない。

なお、判例上、例外的に認められているものとして、慣習法上の物権(温泉専用権等)、非典型担保(所有権留保、譲渡担保)がある。

4 物権の種類

(1) 本権

ア 所有権

所有権とは、自己の物に対する支配権のことをいう。所有権の効力として、所有者は、法令の制限内で、自由にその所有物の使用・収益・処分をすることができる(206条)。

用語

「使用」とは、目的物を物理的に使用することをいい、「収益」とは、目的物から生じる果実を取得することをいい、「処分」とは、目的物の物質的変形、毀損、破棄などの事実上の処分、所有権の譲渡、担保権の設定などの法律上の処分をすることをいう。

イ 制限物権

(ア) 担保物権

担保物権とは、債権を担保するための物権のことをいう。民法上の担保物権には、留置権、先取特権、質権、抵当権がある。

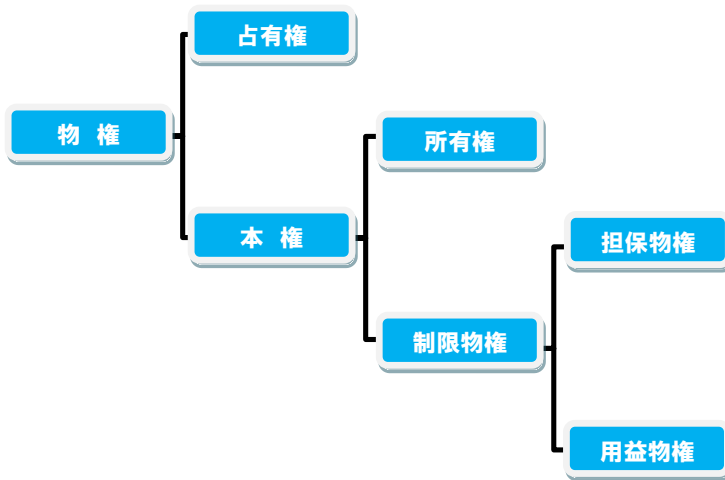
(イ) 用益物権

用益物権とは、他人の物を利用する物権のことをいう。用益物権には、地上権、永小作権、地役権、入会権がある。

(2) 占有権

占有権とは、本権の有無にかかわらず、事実上の支配を保護するものをいう。

—図表— 物権の種類



5 一物一権主義

物権の客体は、1個の物でなければならない。物の一部や集合物は、原則権利の客体にならない。また、1個の物の上には同一内容の物権は1つしか成立しない。

6 物権の消滅

(1) 目的物の滅失

目的物の物理的滅失によって、物権は消滅する。

(2) 消滅時効

債権または所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する(167条2項)。

(3) 放棄

物権を有する者は、自己の有する物権を放棄することができ、放棄がなされると物権は消滅する。

もともと、放棄によって、第三者の権利を害することはできない(大判大11.11.24)。

(4) 物権の混同

物権の混同とは、同一物について所有権と他の物権が同一人に帰属したときに、他の物権が消滅することをいう(179条1項本文)。たとえば、特定の土地上に地上権を有していた者が、相続により、その土地を単独相続した場合などである。

もともと、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、他の物権は消滅しない(179条1項ただし書)。

2 物権変動総論



1 意義

物権変動とは、物権の得喪(取得、喪失)及び変更のことをいう。物権変動に関しては、物権変動の時期、物権変動の対抗要件、物権の消滅原因が問題となる。なお、物権変動には、不動産の物権変動と動産の物権変動がある。

用語

「不動産」とは、土地及びその定着物のことをいい、「動産」とは、不動産以外の物をいう(民法86条1項・2項)。土地の定着物とは、土地に定着する物(動産)のことをいう。建物は、本来、土地に定着する動産であるが、民法上は、土地とは独立した別個の不動産として扱われる。

2 物権変動の時期

民法は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる」と規定している(意思主義 176条)。したがって、他に登記や引渡しは必要ない。このように、意思主義を貫くと、売買契約によって目的物を取得する場合、原則として、売買契約と同時に、物権変動が生じることになる(最判昭33.6.20)。ただし、特約で移転時期を変更することも可能である。

3 公示の原則・公信の原則

(1) 公示の原則

ア 意義

公示の原則とは、物権変動があれば、必ずこれに対応する公示方法についても変動を伴わなければならないという原則をいう。

物権は、排他的な権利であるため、同一物権上に互いに相容れない内容の物権は成立しない。このように物権は、強力な権利であるから、誰がどのような物権を有しているかを外部から認識できるようにしておく必要がある。ここから、物権変動について、公示が必要とされる。

イ 具体例

民法において規定されている公示の方法は、不動産の物権変動については「登記」(177条)、動産の物権変動については「引渡し」(178条)である。

(2) 公信の原則

ア 意義

公信の原則とは、真の権利状態と異なる公示方法が存在する場合に、その公示を信頼した者に公示方法通りの権利状態があるものと同様の保護を与える原則をいう。この場合、公示に公信力が認められることになる。

不動産の物権変動については、登記に公信力がないため、民法は、公信の原則を認めていないが、動産の物権変動については、公信の原則を認めている。もっとも、不動産の物権変動についても、判例は、民法94条2

民法

項の類推適用により、公信の原則が認められているのに近い扱いをしている。

イ 具体例

たとえば、A所有の時計を預かっていたBが、これを勝手にCに売却してしまった場合、たとえBが無権利者であったとしても、CがBの公示(占有)を信頼して取引をすれば、Cに時計の所有権取得を認めることになるのが、公信の原則である。

—図表— 公示の原則・公信の原則

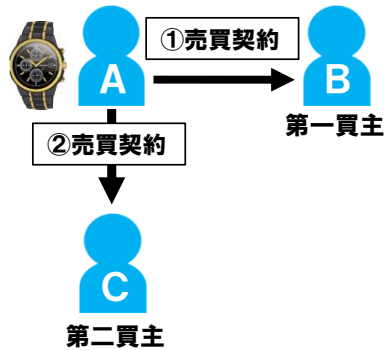
	公示の原則	公信の原則
意義	物権変動があれば、必ずこれに対応する公示方法についても変動を伴わなければならないという原則をいう。	真の権利状態と異なる公示方法が存在する場合に、その公示を信頼した者に公示方法通りの権利状態があるものと同様の保護を与える原則をいう。
信頼の態様	公示内容たる物権の現状とは異なる権利状態は存在しないであろうという消極的信頼	公示内容たる物権の現状に対応する権利状態が存在するであろうという積極的信頼
具体例	不動産：登記 動産：引渡し 立木・未分離の果実：明認方法	不動産：なし (登記には公信力はない。ただし、94条2項類推適用による保護がありうる。) 動産：即時取得

3 動産物権変動



▶ 事例 01-3-01

Aは、Bとの間で、A所有の甲時計を売却する旨の契約を締結したが、甲時計は、未だ引き渡されていない。その後、Aは、Cにも甲時計を二重に売却する旨の契約を締結した。この場合、BはCに対し、自己の所有権を主張することができるか。



1 動産物権変動の対抗要件

物権は、排他的な権利であるため、同一物権上に互いに相容れない内容の物権は成立しない。したがって、互いに相容れない内容の物権を主張する者が複数いる場合において、いずれの物権が優先するのかが問題となる。

このように、互いに相容れない内容の物権を主張する者が複数いる場合における優劣に関する問題を「対抗問題」といい、互いに相容れない内容の物権を主張する者相互の関係を「対抗関係」という。

民法は、「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しをしなければ、第三者に対抗することができない」(178条)と規定している。

つまり、動産物権変動を第三者に対抗するためには、一定の要件(対抗要件)を備えていることが必要であり、その要件が「引渡し」となる。「引渡し」とは、占有の移転のことをいう。したがって、二重譲受人のうち、いずれか先に「引渡し」を受けた方が優先する。

もともと、178条の「引渡し」の中には、現実の引渡しの他に、観念的な引渡しも含まれるため、動産取引においては、この後で学習する即時取得の制度(192条)が、実際的には重要な機能を営んでいる。

2 引渡し

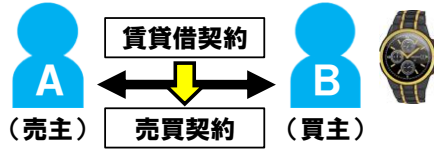
引渡しの方法としては、①現実の引渡し、②簡易の引渡し、③占有改定、④指図による占有移転の4つの方法がある。

(1) 現実の引渡し

現実の引渡しとは、たとえば、AがBに時計を売却し、現実には時計を引き渡すことをいう(182条1項)。

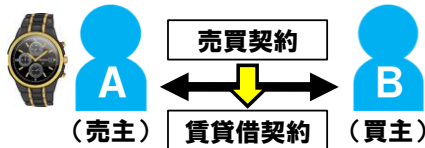
(2) 簡易の引渡し

簡易の引渡しとは、たとえば、AがBに時計を貸していたところ、Bが時計を買い取った場合、AがBに対する意思表示をするだけで、AからBに占有が移転することをいう(182条2項)。



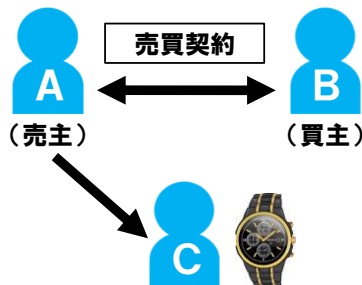
(3) 占有改定

占有改定とは、たとえば、AがBに時計を売却したが、引き続きAがBから時計を賃借して占有する場合、Aが、今後はBのために占有する旨の合意をすることで占有を移転することをいう。占有改定は、外形上、物がずっとAのものにあり、占有が移転していないため、178条の「引渡し」に当たるか問題となるが、判例は、これを認めている(最判昭30.6.2)。



(4) 指図による占有移転

指図による占有移転とは、Aが時計をCに寄託しており、それをBが買い受ける場合、AがCに以後Bのために占有せよと命じ、Bがこれに承諾することで占有を移転することをいう(184条)。



過去問

Aが横浜のB倉庫に置いてある商品をCに売却し、B倉庫の経営会社に対して以後はCのために商品を保管するように通知した場合、B倉庫会社がこれを承諾したときに占有権はAからCに移転する。(H14-28 ×)

3 「第三者」の範囲

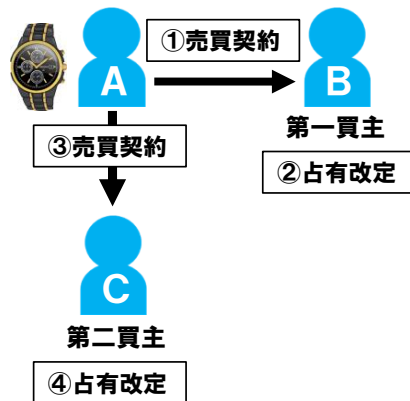
178条の第三者は、177条の第三者の意義と同様である。

4 即時取得



▶ 事例 01-4-01

Aは、Bとの間で、A所有の甲時計を売却する旨の契約を締結し、以後Bのために占有する旨の意思表示をし、引き続き甲時計を所持していた。その後、Aは、Cにも甲時計を売却する旨の契約を締結し、以後Cのために占有する旨の意思表示をし、引き続き甲時計を所持していた。この場合、Cは、甲時計を即時取得することができるか。



1 意義

即時取得とは、動産の占有者を真の権利者と信じて取引に入った者に動産の所有権を取得させる制度をいう(192条)。

2 趣旨

178条の「引渡し」の中には、現実の引渡しの他に、観念的な引渡しも含まれるため、公示方法として不十分である。そこで、民法は、動産取引の安全を図るため、192条の即時取得の制度を設けている。これは、動産に公信の原則を認めていることの表れである。

3 要件

① 動産であること

即時取得は、動産取引の安全を図るための制度であるため、取引の対象は、動産である。動産であっても、自動車等のように他に公示方法が存在する場合には、192条の適用はない(最判昭62.4.24)。ただし、未登録の自動車は、即時取得の対象となる。

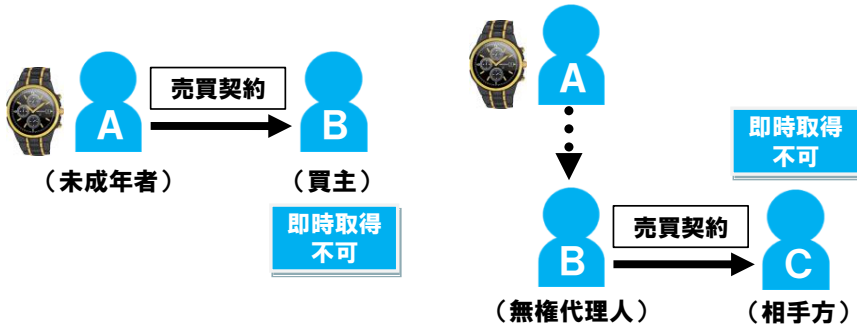
過去問

Aがその所有する建物をCに賃貸していたところ、Cがその建物を自己の所有する建物としてBに売却した場合、即時取得は成立し得ない。(H17-26 ○)

② 有効な取引行為

即時取得は、動産取引の安全を図るための制度であるため、売買、贈与、代物弁済、弁済、強制競売などの取引行為によって、占有を承継しなければならない。したがって、取引以外の取得方法は保護の対象とならない。

取引行為に当たらないものとして、相続によって取得した場合、他人の物を自己の物と誤信して取得した場合、山林の立木を伐採した場合等がある。



また、即時取得が成立するためには、取引行為自体が有効に成立していなければならないから、取引行為が、制限行為能力者や無権代理人の処分などにより、取消または無効となる場合には、即時取得の対象とはならない。この場合、それぞれの制度(制限行為能力者制度、表見代理制度)の適用によって処理される。

過去問

Aの所有する山林に生育する立木について、Bがその山林および立木を自己の所有するものと誤信して、その立木を伐採した場合、即時取得は成立し得ない。(H17-26 ○)

過去問

成年被後見人Aは、その所有するパソコンをBに売却したが、Bは、Aが成年被後見人である事実について善意・無過失であった場合、即時取得は成立し得ない。(H17-26 ○)

③ 前主が無権利者であり、動産を占有していたこと

目的物を占有している前主が、目的物に対する処分権限を有していないことが必要である。たとえば、前主が、賃借人や受寄者などの場合である。

④ 前主が無権利であることにつき、平穩、公然、善意無過失

前主が無権利であることにつき、善意無過失であることが必要である。平穩、公然、善意は186条1項により推定される。また、無過失は188条により推定される。なお、無過失が推定されるのは、即時取得の場合のみで、時効取得の場合には、推定されない。

この場合は、即時取得の成立を否定する者(真の権利者等)が占有取得者に過失があったことについて主張立証すべきである(最判昭41.6.9)。

この善意無過失は、占有開始時において判断される。したがって、その後、悪意となっても、善意・無過失の要件は満たすことになる。

⑤ 占有を始めたこと

占有には、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転は認められているが、占有改定は認められていない(最判昭35.2.11)。即時取得には占有状態に変動があることが必要であるが、占有改定では外観上、物の移転が生じないからである。

過去問

A所有のカメラをBが処分権なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。Bは、Cにカメラを売却し、以後Cのために占有する旨の意思表示をし、引き続きカメラを所持していた場合、Cは、一応即時取得によりカメラの所有権を取得する。(H23-29 ×)

4 効果

財産上の権利(所有権、質権、譲渡担保権、動産先取特権)を原始取得する。

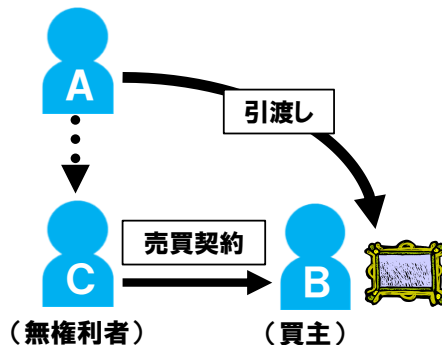
過去問

A所有のカメラをBが処分権なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。CがAのカメラを即時取得するのは、Bの占有に公信力が認められるからであり、その結果、Bがカメラの所有者であったとして扱われるので、Cの所有権はBから承継取得したものである。(H23-29 ×)

5 盗品・遺失物の回復請求権

事例 01-4-02

美術商Aは、画廊に保管しておいた自己所有の絵画が盗難に遭い、悔しい思いをしていたが、ある日、Bが運営する個人美術館を訪ねた際、そこに盗まれた絵画が掲げられているのを発見した。Aは、Bから事情を聞いたところ、その絵画は、ある日それまで面識のなかった商人でないCがBのもとに持ち込み買取りを求めたものであることがわかった。Aは、Bに対して、どのような要件のもとであれば、その絵画の引渡しを求めることができるか。



(1) 意義

盗品・遺失物の回復請求権とは、即時取得の対象となる動産が盗品または

遺失物の場合、被害者または遺失者が、盗難または遺失の時より2年間、占有者に対して、その物を回復する請求権をいう(193条)。

 論点

所有権の帰属

A説: 原所有者帰属説(判例)

盗品または遺失物の場合には、2年間は即時取得の効果は生ぜず、所有権は原所有者のもとにあると解する説。この説によると、回復請求権は、所有権に基づく返還請求権ということになる。

B説: 即時取得者帰属説

盗品または遺失物の場合であっても、即時取得者は、192条によって所有権を即時に取得すると解する説。この説によると、回復請求権は、193条によって認められた特別の権利ということになる。

(2) 要件

① 第三者が即時取得の要件を満たすこと

② 占有物が盗品または遺失物であること

「盗品」とは、窃盗または強盗によって所持を奪われた物をいい、「遺失物」とは、占有者の意思によらないでその所持を離れた盗品以外の物をいう。したがって、詐取・横領の場合は含まれない。

③ 盗難または遺失の時より2年以内であること

(3) 効果

被害者または遺失者は、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

ア 原則

この回復請求は、無償であることができる。

イ 例外

占有者が目的物を競売、公の市場、またはその物と同種の物を販売する商人から善意で買い受けたときは、占有者の支払った対価を弁償しなければ返還請求することができない(194条)。



判例 (最判平 12.6.27)

盗品又は遺失物の占有者は、民法 194 条に基づき右盗品等の引渡しを拒むことができる場合には、代価の弁償の提供があるまで右盗品等の使用収益権を有する。また、盗品の占有者が民法 194 条に基づき盗品の引渡しを拒むことができる場合において、被害者が代価を弁償して盗品を回復することを選択してその引渡しを受けたときには、占有者は、盗品の返還後、同条に基づき被害者に対して代価の弁償を請求することができる。

2-01 動産物権変動

Q1	引渡しの種類とは
□□□	<ul style="list-style-type: none"> ① 現実の引渡し ② 簡易の引渡し ③ 占有改定 ④ 指図による占有移転
Q2	即時取得が認められるための要件及び効果とは
□□□	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 動産であること ② 有効な取引行為 ③ 前主が無権利者であり、動産を占有していたこと ④ 前主が無権利であることにつき、平穩、公然、善意無過失 ⑤ 占有を始めたこと <p>【効果】</p> <p>動産上の権利(所有権、質権、譲渡担保権、動産先取特権)を原始取得する。</p>
Q3	有効な取引に当たらない場合とは
□□□	<p>相続によって取得した場合、他人の物を自己の物と誤信して取得した場合、山林の立木を伐採した場合等がある。</p> <p>また、取引行為が、制限行為能力者や無権代理人の処分などにより、取消しまたは無効となる場合は、有効な取引に当たらない。この場合、それぞれの制度(制限行為能力者制度、表見代理制度)の適用によって処理される。</p>
Q4	判例は、「占有を始めたこと」について、どのように解しているか
□□□	<p>占有には、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転は認められているが、占有改定は認められていない(最判昭35.2.11)。</p>
Q5	盗品・遺失物の特則の要件及び効果(原則・例外)とは
□□□	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者が即時取得の要件を満たすこと ② 占有物が盗品または遺失物であること(詐取・横領は含まれない) ③ 盗難または遺失の時より2年以内であること <p>【効果】</p>

<p>被害者または遺失者は、占有者に対してその物の回復を請求することができる。</p> <p>原則:この回復請求は、無償であることができる。</p> <p>例外:占有者が目的物を競売、公の市場、またはその物と同種の物を販売する商人から善意で買い受けたときは、占有者の支払った対価を弁償しなければ返還請求することができない。</p>

—図表— 物権と債権の比較

	物 権	債 権
意 義	物に対する直接的・排他的な支配をいう。	ある特定の者が他の特定の者に対して、特定の行為を請求することができる権利をいう。
絶対性	○ (すべての人に対して主張可)	× (債務者に対してのみ主張可)
排他性	○	原則：× 例外：○
登記請求権	○	×
不可侵性		○

—図表— 公示の原則・公信の原則

	公示の原則	公信の原則
意 義	物権変動があれば、必ずこれに対応する公示方法についても変動を伴わなければならないという原則をいう。	真の権利状態と異なる公示方法が存在する場合に、その公示を信頼した者に公示方法通りの権利状態があるものと同様の保護を与える原則をいう。
信頼の態様	公示内容たる物権の現状とは異なる権利状態は存在しないであろうという消極的信頼	公示内容たる物権の現状に対応する権利状態が存在するであろうという積極的信頼
具体例	不動産：登記 動産：引渡し 立木・未分離の果実：明認方法	不動産：なし (登記には公信力はない。ただし、94条2項類推適用による保護がありうる。) 動産：即時取得

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）